

宍粟市条例第 号

宍粟市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2） 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- （3） 市民 宍粟市自治基本条例（平成23年宍粟市条例第4号）第2条第2号に規定する者をいう。
- （4） 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、関係機関等との役割を踏まえ、犯罪被害者等を支援するための施策を実施しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を行うための相談窓口を設置するものとする。

(住居の提供)

第7条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等を支援するため、市営住宅へ一時的な入居ができるよう配慮するものとする。

2 前項の規定による入居に関して必要な事項は、別に定める。

(支援金の支給)

第8条 市は、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として、犯罪被害者等に対して、支援金の支給を行うものとする。

2 前項の規定による支援金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

(啓発活動の推進)

第9条 市長は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び被害者支援の重要性について、市民の理解を深めるよう必要な啓発活動を推進するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。